

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第9号

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正
する規則

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号中「並びに次項第5号及び第6号」を「、第16号及び第17号」に改め、同項に次の4号を加える。

- (15) 生後満1年に達しない子を養育する会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。

以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度につき5日(その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

(17) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄移植若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞を提供する場合において、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないこと

がやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同項第7号中「又は」を「若しくは」に改め、「疾病」の次に「又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」を加え、同号を同項第3号とし、同条第3項中「同項第12号及び第13号並びに前項第5号及び第6号」を「第12号、第13号、第16号及び第17号」に改める。

第17条第1項中「第14条第2項第6号」を「第14条第1項第18号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。